

鳥取県告示第194号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川課及び中部総合事務所県土整備局に備え置いて縦覧に供する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川の名称
二級河川洗川水系倉坂川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成21年3月31日
- 3 廃川敷地等の位置
東伯郡琴浦町大字倉坂字堂ノ前531-3から同大字字下前田510-7まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 1,358平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。